

令和3年度 第4回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年2月14日（月） 午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所 銚子市役所2階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
加瀬 喜代子委員、柏熊 聖子委員、佐久間 啓子委員、大野 慶周委員、
間山 春樹委員、高田 恵一郎委員、宮内 智之委員、鷺山 隆志委員、
佐野 久子委員、野口 光男委員、安藤 正委員、植村 貴委員
(欠席委員) 飯田 理委員
 - (2) 事務局
越川市長、林市民課長、小保方保険年金室長、岩船主査、内匠主査、渡邊主査
- 4 傍聴者 あり 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 銚子市国民健康保険条例の改正について
 - イ 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について
 - ウ データヘルス計画の中間評価（案）について
 - (3) 閉会
- 6 会議概要

事務局 (渡邊主査)	<p>本日は、コロナ禍の中、また、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日、実際に審議いただくのは、議題1「銚子市国民健康保険条例の改正について」のみとなりますので、その部分の資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、会議次第、次に資料1から資料5の6点でございます。</p> <p>資料が不足している方は、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまから、令和3年度第4回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は、飯田委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。本日の出席委員は、12名です。</p> <p>銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規定、過半数の出席により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を作成し、市のホームページで公表しますので、ご了承願います。</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第</p>
---------------	--

	<p>5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、鷺山会長からごあいさつと開会宣言をお願いいたします。</p>
鷺山会長	<p>委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の会議で、国民健康保険料率の改定を内容とした銚子市国民健康保険条例の一部改正について、諮問を受けたところですが、本日の会議で、協議会としての意見をまとめ、答申することとなります。</p> <p>委員の皆様には、保険料率改定の重要案件でございますので、慎重かつ適正な審議をお願いいたします。</p> <p>本日、事務局からの議題は、諮問を受けている銚子市国民健康保険条例の改正についてなどの議題3件です。</p> <p>また、本日の会議については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の時間を1時間とさせていただきたく、議題2 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算（案）についてと議題3 データヘルス計画の中間評価（案）については、事務局の方で、質疑表を事前に配布させていただきました。</p> <p>委員の皆様から質疑等がある場合には、後日、書面にて回答するというので、本日、実際に審議するのは、1件のみとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、宮内委員と佐野委員をお願いいたします。</p> <p>また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例にならない、傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
鷺山会長	<p>それでは傍聴人を入室させてください。</p> <p>傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言を行った場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げておきます。</p> <p>また、写真・録音については、ご遠慮願います。</p> <p>なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなどして会議の妨害とならないようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。議題1 銚子市国民健康保険条例の改正について、事務局の説明を求めます。</p>
小保方室長	<p>それでは、議題1 銚子市国民健康保険条例の改正について説明します。</p> <p>今回の条例改正は、保険料率の見直し、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置、そして、国民健康保険料賦課限度額引上げの3項目を改正する予定です。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。</p> <p>保険料率の改定について、説明いたします。</p> <p>前回会議での諮問の際は、仮係数で算定した納付金額を基に保険料率</p>

	<p>の見直しの方向性について説明しました。その後、県から確定係数により算定した納付金額が示され、仮係数での納付金額と比較したところ約4,600万円減額となりました。</p> <p>また、保険料率についても、資産割を廃止したものとして、確定係数が示されましたが、資産割廃止の影響を受けた医療分の所得割を除き、仮係数での算定よりも引き下げられており、特に、介護納付金分については、今回の諮問の料率と非常に近い率となりました。</p> <p>次に、資料2をご覧ください。</p> <p>こちらは標準保険料率で保険料の収入見込額を試算したものです。</p> <p>試算条件①は、確定係数で算定した県の標準保険料率による保険料必要額です。一段とびまして、試算条件②の①は、諮問した保険料率による試算です。</p> <p>この2つの保険料等収入見込額を比較しますと、総額で約5,700万円の剰余が生じることとなり、不足が見込まれていた介護分でも、必要額を確保できる見込みとなりました。</p> <p>一方で、累積赤字が令和3年度末で解消し、単年度の収支だけを考えた場合に、あくまでも見込みではありますが、5,700万円の剰余金が見込めるのであれば、介護分の保険料率について、答申をまとめる際に選択肢として検討いただけるよう、一番下の段に（試算条件②の②）諮問した保険料率よりも1段階引き下げた保険料率による試算の結果を記載してあります。</p> <p>こちらの試算では、全体では、約4,950万円の剰余が生じる見込みですが、介護分は約760万円不足となります。これは、仮係数での試算により諮問させていただいた際の、介護分の不足額770万円とほぼ同額であることを申し添えます。</p> <p>資料3はパブリックコメントでいただいた意見に対する市の考え方で、すでに市ホームページで公表しております。</p> <p>本日は、資料1～3を参照のうえ、委員の皆様でご議論いただいた後に、保険料率の見直しについての答申をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置についてと国民健康保険料賦課限度額引上げについては、資料4・資料5にそれぞれ記載のとおりです。</p> <p>なお、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額措置については、すでに国民健康保険法施行令が改正されておりますので、保険料率の改定と併せて3月議会当初に提案予定ですが、賦課限度額の引上げについては、同施行令の改正が2月下旬の予定とのことから、改正されるのを待って追加で提案する予定であることをご報告し、説明を終わります。</p>
<p>鷺山会長</p>	<p>それでは、今の事務局からの説明を受け、委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>どなたか、ご意見などがある方は、発言をお願いします。</p>

	<p>ご意見はないようなので、以上で、銚子市国民健康保険条例の改正についての質疑を終わります。</p> <p>それでは、これから協議会における答申を作成するための協議に入りたいと思います。</p> <p>ただ、素案もない中で、協議をしても、皆様も意見が出しづらいでしょうし、なかなか、まとまらないと思ひまして、事前に私と野口副会長で協議をし、素案を作りましたので、これを基にして、協議できればと思います。</p> <p>また、事務局にも何名か残ってもらい、何か不明な点があった場合などに、必要に応じて確認等をしていきます。</p> <p style="text-align: center;">【 協 議 】</p> <p>協議会としての答申ですが、このような答申内容とすることで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
鷺山会長	<p>それでは、事務局に答申書を作成してもらいますので、答申書が出来上がるまでの間、ここで10分間休憩とし、再開は、2時10分とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【 休 憩 】</p> <p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>昨年12月23日に諮問を受けた銚子市国民健康保険条例の一部改正について答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【 答申書の提出 】</p>
越川市長	<p>ただいま、鷺山会長の方から、今回の銚子市国民健康保険条例の一部改正について、答申をいただきました。本当にありがとうございました。</p> <p>まず、長年の懸案でありました資産割の廃止につきましては、諮問のとおり答申をいただきました。</p> <p>介護納付金分の賦課額については、昨年12月の諮問時に比べて、確定値の県への納付金が減額となったことから、介護納付金分の引上げ幅を縮小するという答申をいただいたところです。</p> <p>今後、この答申に沿った形で保険料の改定作業を進めてまいります。</p> <p>また、運営協議会では、率直なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます。</p> <p>運営協議会でいただいた意見をしっかり受け止めながら、国民健康保険事業の健全な運営、さらに事業をより良いものにするために努力を続けてまいります。</p> <p>今後も、国保運営にさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして、</p>

	感謝のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
鷺山会長	<p>これもちまして、会議に付された議題は、すべて終了いたしました。なお、議題2・3につきましては、後日、書面回答とさせていただきます。</p> <p>それでは、本日の協議会を終了いたします。議事運営に、ご協力いただき、ありがとうございました。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>鷺山会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>以上もちまして、令和3年度第4回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。</p> <p>また、今年度の運営協議会については、本日で最後となります。</p> <p>委員の皆様には、非常にタイトなスケジュールの中で、保険料率の見直しなどをご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>来年度は、例年どおり、8月と翌年2月の年2回開催を予定しております。</p> <p>開催日時が決まりましたら、また、通知をさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。</p>

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員